

質問第四号

新漁業法実施に伴う政府の対策に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十四年十二月七日

江熊哲翁

参議院議長 佐藤 尚武殿

新漁業法実施に伴う政府の対策に関する質問主意書

新漁業法は近く公布の運びとなるであろうが、これはわが国漁業制度の画期的大改革というべきものであつて、その実施には容易ならぬものがあり、かなりの困難性と混乱とが予想されるのであるが、これに対し政府は如何なる予算、機構、方法をもつて対応せられる用意があるのか、その対策について詳細に示されたい。